

令和 6 年 6 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長

（ 公 印 省 略 ）

株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資について

株式会社日本政策金融公庫においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況の悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者に対して「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナウイルス感染症に伴う生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の拡充部分」にて金利引下げ措置（別に定める利率-0.5%）を行っていますが、当該融資については、令和 6 年 6 月 30 日までの申込受付分をもって終了とされていたところです。

本年 7 月以降については、別添の「コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等について（令和 6 年 6 月 7 日関係省庁連名通知）」の取扱いとし、金利引下げ措置及び設備資金の取扱いを廃止した上で、令和 6 年 12 月 31 日まで申込受付を延長することとされました。それにもなう「新型コロナウイルス感染症に伴う生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の拡充部分」の運用等については、別紙のとおりとなります。

なお、「新型コロナウイルス感染症に伴う生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の拡充部分」を今後適用する際には、社会経済活動の正常化が進む中、改めて、コロナの影響や、中長期的な事業者の業況の回復や発展の見込みを確認し、適切に判断するようお願いいたします。

また、前述の貸付制度と同様に「生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別強化特別貸付（生活衛生新型コロナ資本金性劣後ローン）」についても申込受付を令和 6 年 12 月 31 日まで延長することとなりますので、あわせて貴管内の生活衛生関係営業者等への周知方よろしくお願いいたします。